

高齢者等前日ごみ出し支援

事業概要	市に申請すると、前日午後4時からごみが排出できるシールをお渡しします。
対象者	<p>自力でごみ集積所まで家庭ごみを排出するのが困難な、市内の次の世帯の人。</p> <p>① 要介護、要支援、総合事業対象者認定を受けた人のみの世帯</p> <p>② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人のみの世帯</p> <p>③ ①と②の人のみの世帯</p>
対象のごみの種類	<p>焼却ごみ、破碎ごみ（市指定ごみ袋に入れる）</p> <p>おむつエフ（市販の「無色透明・半透明」の袋に入れて、エフをつける）</p>
申請者	本人または家族・介護支援専門員等の支援者
申請書類	長寿政策課、障害福祉課、各圏域地域包括支援センターに設置ホームページに掲載しています。
申請方法	<p>※既に各自治会で同様の前日出し制度を実施されている場合は、各自治会にお問合せの上、申請してください。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD subgraph Applicants [] A[申請者(高齢者等) 支援者(ケアマネ等)] end subgraph Municipality [守山市] M[] end subgraph MunicipalOffice [自治会] MO[自治会長] G[ごみ集積所] end A -- ① 申請 --> M M -- ② 情報提供・調整 --> MO MO -- ③ 承認、シール交付 --> A A -- ④ ごみの排出 --> G MO --- G </pre> </div> <p>①市の担当課（長寿政策課または障害福祉課）に申請書を提出します。</p> <p>②市の担当課が、利用される方のお名前と住所を自治会長にお知らせします。</p> <p>③承認の場合、ごみ袋に貼付するシールを交付します。</p>
問い合わせ先	<p>長寿政策課（077-584-5474）障害福祉課（077-582-1168）</p> <p>※ごみの排出に関することは、ごみ減量推進課（077-584-4692）</p>